

○広報くじゅうくり広告掲載要綱

平成12年12月25日

告示第94号

改正 平成15年3月27日告示第38号

平成29年5月23日告示第57号

令和4年2月1日告示第9号

令和4年3月4日告示第15号

令和5年2月1日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広報くじゅうくり」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載審査会)

第2条 町長は、掲載することができる広告を審査するため広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は7名とし、企画政策課長及び広報広聴委員の中から町長が選任した者とする。

3 審査会の会長は企画政策課長があたり、副会長には会長が指名した者があたる。

4 会長は必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。会長不在の時は副会長が代理する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広報の公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号の一に該当する広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

(2) 政治活動(選挙活動を含む。)及び宗教活動等に係わるものと認められるもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(4) その他不相当と町長が認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

(広告掲載の方法等)

第5条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告についてはこの限りでな

い。

2 広告掲載の回数は、広告掲載申込者数等により調整することができる。

3 掲載する広告の版下は、広告掲載申込者が作成するものとする。

(掲載する広告の割付等)

第6条 掲載する広告の割り付け等については、町が行う。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料の額は、別表1のとおりとする。

2 広告掲載料は、後納とする。ただし、年度内のものに限り前納することができる。

3 未掲載分の広告掲載料は還付する。ただし、広告主の責に帰する場合は還付しない。

4 町長が特に必要と認めるときは、広告掲載料を減免することができる。

(広告掲載の申込及び承認)

第8条 広報に広告掲載を希望する者は、広告掲載(変更)申込書(別記様式1)に広告原稿を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、広告掲載を承認したときは広告掲載(変更)承認書(別記様式2)を交付する。

3 掲載している広告は変更することができる。変更の手続きは、前2項の規定を準用する。

(広告掲載の中止、取消し)

第9条 町長は、次の各号の一に該当した場合は広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 虚偽の広告掲載又は変更申し込みをしたとき。

(2) 第3条第2項の各号の一に該当したとき。

(3) 廃業、閉店等の届け出がなく広告掲載が放置されているとき。

(収入)

第10条 広告掲載料の収入は、諸収入として取り扱う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広報の広告掲載に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日告示第38号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月23日告示第57号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月1日告示第9号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日告示第15号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日告示第9号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

| 区分 | 金額 |
|--------------------|----------|
| 170ミリメートル×40ミリメートル | 1回につき1万円 |
| 85ミリメートル×40ミリメートル | 1回につき5千円 |

別記様式1(第8条関係)

広告掲載(変更)申込書

年 月 日

九十九里町長 様

住 所
氏 名
電話番号

「広報くじゅうくり」に次のとおり広告を掲載(変更)したいので、原稿を添えて申し込みします。

- 1 掲載希望回数 _____ 回
- 2 掲載希望年月及び掲載スペース(SP)

| | | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 月別 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | SP | | | | | | |
| | 月別 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | SP | | | | | | |

※スペース(SP)欄区分は ◎印…170 ミリメートル×40 ミリメートル
○印…85 ミリメートル×40 ミリメートル

- 3 広告掲載料 _____

別記様式2(第8条関係)

広告掲載(変更)承認書

年 月 日申請分

住 所
氏 名 様
電話番号

「広報くじゅうくり」に次のとおり広告を掲載(変更)することを承認します。

- 1 掲載希望回数 _____ 回
- 2 掲載希望年月及び掲載スペース(SP)

| | | | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 月別 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | SP | | | | | | |
| | 月別 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | SP | | | | | | |

※スペース(SP)欄区分は ◎印…170 ミリメートル×40 ミリメートル

○印…85 ミリメートル×40 ミリメートル

- 3 広告掲載料 _____ 円

年 月 日

九十九里町長

印

別記様式 1 (第 8 条関係)

別記様式 2 (第 8 条関係)